

## 平成 26 年度第 1 回千葉県動物愛護管理推進協議会

### 〔千葉県動物愛護管理条例（仮称）について〕

(1) 千葉県動物愛護管理条例（仮称）骨子案に関する意見募集について	1
(2) 千葉県動物愛護管理条例（仮称）骨子案の概要	4
(3) 千葉県動物愛護管理条例（仮称）骨子案	5
(4) 千葉県動物愛護管理条例（仮称）のチャート	9
(5) 新聞記事（参考）	10

## 「千葉県動物愛護管理条例（仮称）」骨子案に関する意見募集について

平成 26 年 5 月 1 日  
千葉県健康福祉部衛生指導課  
TEL 043-223-2642

近年のペットブーム及び核家族化などを背景に、県民の動物に対する関心は高まっており、人と動物とは密接な関係になってきています。

その一方で、飼い主が飼いきれずに県が引き取る犬猫の頭数が多いことや猫を屋外に出すことによる問題、多数の犬猫を飼うことによる問題、動物による人への危害などの問題が発生しています。

このような状況から、動物愛護の精神を醸成し、人と動物の共生する社会の実現を図るため、条例の制定に向けて検討を行ってまいりました。

この度、「千葉県動物愛護管理条例（仮称）」の骨子案を取りまとめましたので、この骨子案について、県民の皆様から広く御意見を伺うため、パブリックコメントを行います。

今後は、パブリックコメントでの意見などを踏まえたうえで、条例案を作成し、県議会に御提案することとしています。

### 1 パブリックコメントの実施

#### (1) 意見募集についての公表資料

「千葉県動物愛護管理条例（仮称）」骨子案（別添参照）

#### (2) 意見募集期間

平成26年5月1日（木曜日）から平成26年5月31日（土曜日）まで

#### (3) 公表資料の閲覧方法

ア 千葉県ホームページ

イ 県の窓口での閲覧

(ア) 県政情報コーナー（県庁本庁舎2階）

(イ) 各地域振興事務所

(ウ) 千葉県文書館行政資料室

(エ) 各健康福祉センター（保健所）及び動物愛護センター

(オ) 健康福祉部衛生指導課（県庁本庁舎11階）

#### (4) 意見の提出先

健康福祉部衛生指導課公衆衛生獣医班

#### (5) 意見の提出方法

ア 電子メール（電子メールアドレス [eisi3@mz.pref.chiba.lg.jp](mailto:eisi3@mz.pref.chiba.lg.jp)）

イ 郵送（〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号）

ウ ファックス（FAX 番号 043-227-2713）

## 2 「千葉県動物愛護管理条例（仮称）」骨子案の概要

### （1）対象となる動物

動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）第44条第4項に規定する愛護動物

### （2）県・県民・飼い主などの責務

ア 県は、市町村・関係団体と連携し、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

イ 県民は、動物の愛護と適正な取扱いに関し理解を深め、県の施策に協力するよう努めなければならない。

ウ 動物の飼い主は、動物が周辺的生活環境に及ぼす影響を考慮し、人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならない。また、やむを得ず飼いつけることが困難となったときには、その動物を適正に飼養・保管することができる者に譲渡するよう努めなければならない。

エ 動物の飼い主になろうとする者は、飼養及び保管の方法などの知識を習得するとともに、動物の種類、習性などを考慮して適当な動物を取得するよう努めなければならない。

### （3）県が推進する施策

ア 学校に対し、動物の適正な取扱方法について情報提供するなどの支援を行う。

イ 関係団体と連携し、大規模な災害の発生に備えて、被災した動物の救護体制の整備などを行う。

ウ 所有者明示のために動物に装着するマイクロチップの普及を図る。

エ 収容する動物について、可能な限り殺処分を行わないようにするため、収容数を減少させる取組や所有者への返還及び適正飼養できる者への譲渡を推進するよう努める。

### （4）動物の飼い主が遵守すべき基本的事項

ア 動物の飼い主の遵守事項

（ア）動物の種類・発育状況に応じて、適正に餌・水を与えること。

（イ）動物の健康を保持するために必要な措置を講ずること。

（ウ）動物の数を、適切な管理が可能となる範囲内とすること。

（エ）動物が逸走した際にその動物を自ら捜索し、収容すること。

（オ）災害時の避難に必要な準備をするとともに、災害発生時は、速やかに動物を保護し、可能な限り同行避難をするよう努めること。等

イ 犬の飼い主の遵守事項

犬の散歩などをする際にふんを回収するための用具を携行すること。等

ウ 猫の屋内飼養の努力義務

猫の飼い主は、屋内での飼養・保管により、猫の健康・安全への配慮及び周囲の生活環境保持に努めなければならない。

## (5) 動物による危害等の防止

### ア 逸走時の措置

特定動物(※)の飼い主等は、特定動物が逸走したときは、直ちに、県に通報しなければならない。(通報義務に違反した場合は、罰則を科す。)

また、飼い主等は、捕獲などの危害防止の措置をとらなければならない。

(※特定動物：人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物(動物愛護管理法第26条))

### イ 事故発生時の措置

(ア) 特定動物・犬の飼い主等は、特定動物・犬が他人に危害を加えたときは、適切な応急措置・再発防止措置をとらなければならない。また、飼い主等は、その事故後直ちに、県に届け出なければならない。(届出義務に違反した場合は、罰則を科す。)

(イ) 犬の飼い主等は、犬が人をかんだときは、狂犬病にかかった疑いの有無を確認するため、その犬について、直ちに獣医師の検診を受けさせ、その結果を県に報告しなければならない。(受診義務に違反した場合は、罰則を科す。)

### ウ 犬の係留等の義務

犬の飼い主等は、犬が他人に危害を加えないように係留又は抑留しておかなければならない。(係留又は抑留義務に違反した場合は、罰則を科す。)

### エ 犬の事故防止のための措置命令

県は、事故が発生し、又は事故が発生するおそれがあるときは、犬の飼い主等に対し、事故防止のための措置を命ずることができる。また、県への引渡しを命ずることができる。(命令に違反した場合は、罰則を科す。)

### オ 多頭飼養の届出

犬・猫の飼い主等は、合わせて10頭以上の犬・猫を飼養・保管をしたときは、飼養施設ごとに、届け出なければならない。(届出義務に違反した場合は、罰則を科す。)

### カ 報告徴収と立入検査

県は、この条例の規制に関して必要な限度において、動物の飼い主等に対し、報告徴収や立入検査ができる。(報告及び立入の拒否や虚偽の報告等をした場合は、罰則を科す。)

## (6) 動物愛護管理員の設置

県は、動物愛護管理法に基づく動物愛護担当職員として、動物愛護管理員を置く。

## (7) 適用範囲

千葉市・船橋市・柏市の区域においては、適用しない。

# 千葉県動物愛護管理条例（仮称）骨子案の概要

## 対象となる動物

- 動物愛護管理法第44条第4項の愛護動物
  - ・牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと、あひる
  - ・人が占有している動物（ほ乳類、鳥類、は虫類）

## 県・県民・飼い主などの責務

### 県の責務

- 市町村・関係団体と連携して動物愛護管理に関する施策を総合的、計画的に実施

### 県民の責務

- 動物の愛護・適正な取扱いに関し理解を深め、動物愛護法及び条例の規定に基づき県が行う施策に協力するよう努める

### 飼い主などの責務

- ・周辺の生活環境の保全に努める
- ・やむを得ない場合、適正に飼養・保管可能な者への譲渡に努める
- ・飼い主になろうとする者は必要な知識の習得、適当な動物を取得するよう努める

## 県が推進する施策

### 学校等での教育の支援

- 学校に対し動物の適正な取扱い方法について必要な情報提供するなど

### 被災動物の救護体制の整備

- 関係団体と連携し大規模災害の発生に備えて動物救護体制を整備

### 収容動物を減少させる取組等

- ・危害防止に支障ない範囲で、収容数を減少させる取組
- ・所有者への返還
- ・適正に飼養保管できる者への譲渡

### マイクロチップの普及推進

- 所有者明示のため動物に装着するマイクロチップの普及を図る

## 動物の飼い主が遵守すべき基本的事項

### 動物の飼い主の遵守事項

- ・動物の健康を保持するために必要な措置を講ずる
- ・動物が公共の場所などを損壊・汚損しないようにする
- ・動物の数を適切な管理が可能となる範囲内とする
- ・動物が逸走した際にその動物を自ら捜索、収容する
- ・危険な動物を飼養保管する場合は、事故防止の措置を講ずる
- ・災害発生時には速やかに動物を保護し、同行避難に努めるなど

### 犬の飼い主の遵守事項

- ・犬がいる旨の表示をしておく
- ・適切なしつけを行う
- ・散歩など際にふんを回収する用具を携行する

### 猫の屋内飼養の努力義務

- ・猫の飼い主は屋内での飼養・保管により猫の健康安全への配慮、生活環境の保持に努める

## 動物による危害等の防止

### 逸走時の措置

- ・特定動物逸走時の通報義務
- ・捕獲等の必要な措置

### 犬の係留等の義務

- 他人に危害を与えないように係留・抑留をしておく

### 多頭飼養の届出義務

- 犬、猫を合わせて10頭以上を飼養・保管をしたときは、飼養施設ごとに届出

### 事故発生時の措置

- ・犬や特定動物が人をかむなどの事故を起こした場合の飼養者の届出義務等
- ・犬が人をかんだ時、直ちに獣医師の検診を受け、狂犬病の疑いの有無を報告

### 犬に関する禁止行為

- 何人も係留・抑留を解くことの禁止
- 何人も措置を解くことの禁止

### 犬の事故防止のための措置命令

- 事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、犬の飼い主等に事故防止のための措置を命令

義務違反

禁止違反

命令違反

拒否等

罰則

### 野犬等の収容等

- ・指定した職員に野犬等を収容させることができる
- ・追跡中の野犬等を捕獲するために立ち入ることができる

### 報告徴収と立入検査

- 動物の飼い主等への報告徴収、立入検査

## その他

### 動物愛護管理員の設置

- 動物愛護管理法に基づく動物愛護担当職員として動物愛護管理員を置く

### 動物を収容した際の手続

- ・動物愛護管理法や条例に基づき動物を収容したときは公示を行う
- ・公示期間後に所有者が引き取らないときなどは処分することができる

### 適用範囲

- 千葉市、船橋市、柏市の区域には適用しない

# 千葉県動物愛護管理条例（仮称）骨子案

## I. 対象となる動物

動物愛護管理法（※1）第44条第4項に規定する愛護動物

## II. 県・県民・飼い主などの責務

### 1. 県の責務

県は、市町村・関係団体と連携をして、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとします。

### 2. 県民の責務

県民は、動物の愛護と適正な取扱いに関し理解を深めるとともに、動物愛護管理法及びこの条例の規定に基づき県が行う施策に協力するよう努めなければならないこととします。

### 3. 飼い主などの責務

- (1) 動物の飼い主は、動物が周辺的生活環境に及ぼす影響を考慮し、周辺住民の理解を得られるよう心がけるとともに、人と動物とが共生できる環境づくりに努めなければならないこととします。
- (2) 動物の飼い主は、やむを得ず飼い続けることが困難となったときには、その動物を適正に飼養・保管をすることができる者に譲渡するよう努めなければならないこととします。
- (3) 動物の飼い主になろうとする者は、飼養・保管の方法などの知識を習得するとともに、動物の種類、習性などを考慮して適当な動物を取得するよう努めなければならないこととします。

## III. 県が推進する施策

### 1. 学校等での教育の支援

県は、学校に対し、動物の適正な取扱方法について、必要な情報提供をするなどの支援を行うものとします。

### 2. 被災動物の救護体制の整備

県は、関係団体と連携をして、大規模な災害の発生に備えて、被災した動物の救護体制の整備などを行うものとします。

### 3. マイクロチップの普及の推進

県は、所有者明示のために動物に装着するマイクロチップの普及を図るものとします。

#### 4, 収容動物を減少させる取組等

県は、収容する動物について、可能な限り殺処分を行わないようにするため、次のようなことを推進するよう努めるものとします。

- (1) 危害防止に支障のない範囲で収容数を減少させる取組
- (2) 所有者への返還
- (3) 適正に飼養・保管することができる者への譲渡

### IV. 動物の飼い主が遵守すべき基本的事項

#### 1, 動物の飼い主の遵守事項

動物の飼い主は、その飼養・保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、次のような事項を遵守しなければならないこととします。

- (1) 動物の種類・発育状況に応じて、適正に餌・水を与えること。
- (2) 動物の健康を保持するために必要な措置を講ずること。
- (3) 必要に応じて、適正な飼養・保管のための施設を設けること。
- (4) 動物のふん尿などの適正な処理を行い、常に清潔にしておくこと。
- (5) 動物が、公共の場所などを損壊・汚損をしないようにすること。
- (6) 動物の数を、適切な管理が可能となる範囲内とすること。
- (7) 輸送の際に動物の健康・安全の確保や事故防止の措置などを行うこと。
- (8) 動物が逸走した際にその動物を自ら搜索し、収容すること。
- (9) 危険な動物の飼養・保管をする場合は、事故防止の措置を講じること。
- (10) 災害時の避難に必要な準備をするとともに、災害の発生時は、自己又は他人の生命・身体の安全の確保に支障を生じない限度で、速やかに動物を保護し、可能な限り同行避難をするように努めること。

#### 2, 犬の飼い主の遵守事項

1のほか、犬の飼い主は、次のような事項を遵守しなければならないこととします。

- (1) 犬がいる旨の表示をしておくこと。
- (2) 適切なしつけを行うこと。
- (3) 犬の散歩などをする際にふんを回収するための用具を携行すること。

#### 3, 猫の屋内飼養の努力義務

1のほか、猫の飼い主は、屋内での飼養・保管により、猫の健康・安全への配慮・周囲の生活環境保持に努めなければならないこととします。

## V. 動物による危害等の防止

### 1, 逸走時の措置

- (1) 特定動物(※2)の飼い主等は、特定動物が逸走したときは、直ちに、県に通報しなければならないこととします。
- (2) (1)の場合において、飼い主等は、捕獲などの危害防止の措置をとらなければならないこととします。  
→ (1)の通報義務に違反した場合は、罰則を科すこととします。

### 2, 事故発生時の措置

- (1) 特定動物・犬の飼い主等は、特定動物・犬が他人に危害を加えたときは、適切な応急措置・再発防止措置をとらなければならないこととします。
- (2) (1)の場合において、飼い主等は、その事故後直ちに、県に届け出なければならないこととします。
- (3) 犬の飼い主等は、犬が人をかんだときは、狂犬病にかかった疑いの有無を確認するため、その犬について、直ちに獣医師の検診を受けさせ、その結果を県に報告しなければならないこととします。  
→ (2)の届出義務・(3)の受診義務に違反した場合は、罰則を科すこととします。

### 3, 犬の係留等の義務

- 犬の飼い主等は、原則として、犬が他人に危害を加えないように係留・抑留をしておかなければならないこととします。  
→ 係留・抑留義務に違反した場合は、罰則を科すこととします。

### 4, 犬の事故防止のための措置命令

- 県は、事故が発生し、又は事故が発生するおそれがあるときは、犬の飼い主等に対し、事故防止のための措置を命ずることができることとします。  
また、上記命令のほか、県への引渡しを命ずることができることとします。  
→ 命令に違反した場合は、罰則を科すこととします。

### 5, 犬に関する禁止行為

- 何人も、3による犬の係留・抑留を解くことや4の措置命令による犬の措置を解いてはならないこととします。  
→ 禁止された行為をした場合は、罰則を科すこととします。

### 6, 野犬等の収容等

- 県は、あらかじめ指定した職員に野犬等(飼い主等のいない犬・係留されていない)

い犬)を収容させることができることとします。

上記の職員は、収容のためやむを得ないときは、野犬等がいる私有地など(住居を除きます。)に立ち入ることができることとします。

また、県は、危害防止のため緊急の必要があるときは、薬物を使用して野犬等を掃とうすることができることとします。

## 7. 多頭飼養の届出

犬・猫の飼い主等は、合わせて10頭以上の犬・猫を飼養・保管をしたときは、飼養施設ごとに、届け出なければならないこととします。

→ 届出義務に違反した場合は、罰則を科すこととします。

## 8. 報告徴収と立入検査

県は、Vの規制に関して必要な限度において、動物の飼い主等に対し、報告徴収や立入検査をできることとします。

→ 報告・立入の拒否や虚偽の報告等をした場合は、罰則を科すこととします。

# VI. その他

## 1. 動物愛護管理員の設置

県は、動物愛護管理法に基づく動物愛護担当職員として、動物愛護管理員を置くこととします。

## 2. 動物を収容した際の手続

県は、動物愛護管理法や条例に基づいて動物を収容したときは、原則として、所有者への通知やインターネットなどによる公示を行い、通知・公示期間後に所有者が、その動物を引き取らないときや特段の申出をしないときは、これを処分することができることとします。

## 3. 適用範囲

千葉市・船橋市・柏市の区域においては、適用しないこととします。

※1 動物愛護管理法：動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）

※2 特定動物：人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（動物愛護管理法第26条）

千葉県動物愛護管理条例（仮称）のチャート

**目的【1条】**  
 <<手段>> 動愛法を補完  
 動物愛護の精神の醸成、  
 動物による県民の生命・身体・財産への危害や周辺生活環境への支障を防止  
 <<究極目的>> 県民と動物の共生する社会の実現に寄与

**定義【2条】**  
 ○ 動物  
 ○ 特定動物  
 ○

【手段1】 動物愛護の精神の醸成と適正な管理の普及の推進

県・県民・飼い主等の責務

**県の責務**  
 ○ 市町村・関係団体と連携して動物愛護管理推進計画に基づいた施策の実施に努める

**県民の責務**  
 ○ 動物の愛護・適正な取扱いに関し理解を深め、動物愛護法及び条例の規定に基づき県が行う施策に協力するよう努める

**飼い主（所有者・占有者）の責務**  
 ・周辺の生活環境の保全に努める  
 ・やむを得ない場合、適正に飼養・保管可能な者への譲渡に努める  
 ・動物の習性等の知識を習得&周辺の生活環境への影響等を考慮し、適当な動物の取得に努める

動物の愛護・管理に関する県の施策

**学校等での教育の支援**  
 ○ 児童等が、動物の生命を尊び・慈しむ心を養うため、学校等に対し、動物の適正な取扱いの方法等について、必要な支援

**被災動物の救護体制の整備**  
 ○ 関係団体と連携して、大規模な災害の発生に備えて、被災した動物の救護体制整備等

**収容動物を減少させる取組**  
 ○ <<目的>> 可能な限り殺処分を行わないようにする  
 <<手段>>  
 ①適正飼養に関する普及啓発によって危害防止に支障のない範囲で収容数の減少を図り、返還する取組を推進  
 ②処分に当たっては適正に飼養・保管可能な者への譲渡に努める

**マイクロチップの普及の推進**  
 ○ 所有者明示のため、マイクロチップの装着に関する知識・マイクロチップの普及

所有者等が遵守すべき基本的事項

**動物の所有者等の遵守事項**  
 <<家庭動物告示の各項目より>>  
 ①  
 ・健康状態を日常的に確認し、必要に応じて獣医師による診察を受けさせる  
 ・種類、生態等を考慮した飼養・保管のための施設の設置  
 ・ふん尿、毛等の適正な処理  
 ・飼養・保管する動物の数を適切な管理が可能な範囲内とし、必要に応じ繁殖制限措置  
 ・逸走時は自ら捜索・収容  
 ・特定動物等を飼う場合は、事故防止のための必要な措置  
 ・災害時は、自己・他人の生命・身体への安全確保に支障ない限度で、可能な限り同行避難

**犬の所有者等の遵守事項**  
 ・犬のいる旨を表示  
 ・適切なしつけ  
 ・犬の散歩などするとき、汚物の処理の用に供する器具を携行

**猫の所有者等の責務**  
 ○ 屋内飼養

【手段2】 動物による危害の防止と周辺への迷惑の防止のための規制

動物の人の生命・身体・財産への危害等の防止

**逸走時の措置**  
 ○ 特定動物逸走時の知事への通報義務  
 ○ 捕獲等の必要な措置

**事故発生時の措置**  
 ○ 犬や特定動物が人をかむなどの事故を起こした場合の飼養者の届出義務等

**犬の係留の義務**  
 ○ 飼養者…飼い犬の係留又は抑留の義務（警察犬等の場合を除く）

**多頭飼養の届出義務**  
 ○ 犬・猫の多頭飼養をしている飼養者の届出義務

**犬に関する禁止**  
 ○ 何人も；係留・抑留を解くことの禁止 ○ 何人も；措置を解くことの禁止

実効性の確保

**野犬等の収容**  
 指定職員による野犬等の収容  
 ○ 追跡中の野犬等を捕獲するための立入（人の住居を除く）

**措置命令**  
 ○ 事故発生、又は事故発生のおそれ  
 □ 輪・係留・抑留等の措置命令  
 ↓ 上記命令では不十分なとき  
 知事への引渡命令

**立入検査**  
 ○ 知事の指定職員による質問  
 ○ 証票の提示

**薬物等による野犬等の掃とよう**  
 ○ 緊急時、薬物による野犬等の掃とよう  
 ○ 住民への周知等については規則委任

**報告の徴収**  
 ○ 知事は、飼養者に対し、動物の飼養・保管に関し報告をさせることができる

**罰則**

**その他**  
 動物愛護管理員 引取り等した動物にかかる公示 費用の負担 適用除外 委任

**附則** ○ 施行期日 ○ 犬取条例の廃止 ○ 経過措置 ○ 使手条例改正



# イヌ・ネコ飼いのルール

## 殺処分減へ行政側の努力

### 県条例案に意見募集

イヌやネコの殺処分数が全国の中でも多いことから、県は、ペットの適正な飼い方などを定めた「動物愛護管理条例」(仮称)を制定することにし、案を発表した。飼い主の責務を明記し、10頭以上のイヌやネコを飼う人には届け出を義務づける。条例に併せて具体的な施策を定めた推進計画も変更。10年後にはイヌやネコの引き取り頭数を半分にすることを目標に掲げた。31日まで意見を募集する。

条例案は、飼い主が動物を飼う際を守るべき基本的な事項を定めたほか、飼えなくなった場合には、別の飼い主に譲るよう努めることを求めている。ネコの屋内飼育も努力義務として盛り込んだ。

一方、県は可能な限り殺処分を行わないよう、譲渡や所有者への返還などを通じて収容頭数を減らす取り組みの推進に努める、などと定めた。

また、条例案は合計10頭以上のイヌやネコを飼う場合、施設ごとに県に届け出ることを義務づけ。サルやワニなど人に危害を与える恐れがある動物が逃げた時も「ただちに通報しなければならぬ」とした。条例で定めた義務に違反した場合、罰則を科す方針だ。

県によると、12年度に殺処分されたイヌは13331

頭(計3739頭)とも全国で3番目に多く、全国ワーストの常連になっている。

条例制定に併せ、県は具体的な施策を定めた「動物愛護管理推進計画」も変更し整合性をとる。計画の変更案では、23年度の目標値を設定。引き取り数を現状から半減させるとした。担当課は「条例の効果がどれほど十分に可能な範囲」と話している。

条例案、計画案、各頭数とも政令指定市の千葉、中核市の船橋、柏を対象から除いている。

条例案と変更案は県ホームページや各地域振興事務

所などで閲覧できる。県は31日まで電子メール(eisi@amz.pref.chiba.lg.jp)などで意見を募集し、両案に反映させる。

健所に捕獲・引き取られたイヌ(計2764頭)、ネ

頭で全国で8番目に多い。ネコは3166頭で全国5番目だ。

所などで閲覧できる。県は31日まで電子メール(eisi@amz.pref.chiba.lg.jp)などで意見を募集し、両案に反映させる。

条例案は早ければ9月県議会に提出する。問い合わせは県衛生指導課(0433・22233・22642)。(大和田武士)

# 「飼えないなら新しい飼い主を」

## 県が動物愛護条例骨子案

### 捕獲・引き取り 猫は「屋内飼育の努力」 ワースト3位

県は、犬や猫の県内殺処分数が全国ワーストレベルであることから、飼い主の責任を規定した「県動物愛護管理条例（仮称）」の骨子案をまとめた。同様の条例は既に全国的に広がっており、すでに制定された47都道府県中43番目だが、飼い主を特定するマイクロチップの普及や学校で適正な飼育方法を伝える教育支援など、県の責任にも踏み込んだ。骨子案について5月末まで県民から意見を募集し、条例案は早ければ県議会9月定例会に提出する。

骨子案では「飼えないなら新しい飼い主を探そう」という趣旨を盛り込み、犬の引き取りは原則として「所有者を特定するために皮下に装着するマイクロチップの普及を図る」「飼い主への返還や適正に飼える人への譲渡の推進」などを列挙。学校への教育支援は、幼稚園や小学校などで動物愛護教室を積極的に開催することを含頭に置いていくという。県の責任の明示は全国的にも異例だ。

### 千葉県の引き取り・殺処分頭数の推移

※カッコ内は各頭数の全国ワースト順位

年	種別	頭数	順位
2008	猫(引き取り)	6755	(1)
	猫(殺処分)	5971	(1)
2009	猫(引き取り)	6246	(1)
	猫(殺処分)	5722	(1)
2010	猫(引き取り)	5512	(1)
	猫(殺処分)	4866	(1)
2011	猫(引き取り)	4065	(1)
	猫(殺処分)	3537	(3)
2012	猫(引き取り)	3739	(3)
	猫(殺処分)	3166	(5)
2008	犬(引き取り)	5429	(2)
	犬(殺処分)	3972	(3)
2009	犬(引き取り)	4178	(3)
	犬(殺処分)	2587	(4)
2010	犬(引き取り)	1919	(5)
	犬(殺処分)	1130	(14)
2011	犬(引き取り)	2851	(4)
	犬(殺処分)	2764	(3)
2012	犬(引き取り)	1331	(8)
	犬(殺処分)	1331	(8)

「味澤由紀」  
め、不妊手術などを施すこともある猫については、「屋内飼育の努力」を義務づけた。また、県が推進すべき政策として「所有者を特定するために皮下に装着するマイクロチップの普及を図る」「飼い主への返還や適正に飼える人への譲渡の推進」などを列挙。学校への教育支援は、幼稚園や小学校などで動物愛護教室を積極的に開催することを含頭に置いていくという。県の責任の明示は全国的にも異例だ。

書を防ぐため、サルやワニなど「特定動物」が逃げた際の県への通報」や近隣のトラブルが多い「多頭飼育10頭以上」の報告」の義務などを盛り込み、犬の放し飼いや禁止した。違反者には罰則を科す。罰則の内容については今後、検査庁などと協議するが、罰金を柱とする方針。犬の危害を防止するために1998年に制定した「犬取締条例」では、罰金の最高額は3万円だが、これよりも高くなる見込みだ。

県内の動物愛護センターに引き取られたり、殺処分されたりする頭数は多い。2012年度は犬が764頭、猫が3739頭が引き取られ、ともに全国3位。そのうち殺処分される頭数は、犬1331頭(全国8位)、猫3166頭(同5位)だった。千葉県は人口が全国6位と多岐に、東京都や大阪府などと比べて住宅の密集度が低く、ペットを飼育する環境が整っているといえる。また、温暖な平地が多く、野良猫などがすみやすく繁殖しやすいことも頭数が多い背景にある。

ただ、県は独自の条例を定めて、動物の保護や管理などを定めた動物愛護管理法の運用や、個別政策で対応してきた。安易な動物の持ち込みを防ぐため、05年度に80万所あった引き取り窓口を保健所など19万所に限定。飼い主の相談に応じる獣医師を配置したほか、翌年度には引き取りを有料化(成犬成猫1頭2000円、現在は3000円)した。11年度からは、引き取りを申し出た飼い主に対し、説得を試みたり、譲渡先を探す努力を促したりするなど、簡単に引き取らないよう運用。さらに現在は、受け付けを特定の曜日・時間帯に限るなどの対応をしている。

対策が功を奏し、引き取り頭数と殺処分頭数は08年度の約半分まで減少した。しかし、依然、全国ワーストレベルから抜け出せない状況が続いているため、獣医師会などが条例制定を要望。昨年9月に同法が改正され、飼い主義務として動物が命を終えるまで適切に飼育する「終生飼養」が明記されたほか、殺処分ゼロに向けた県の努力義務が盛り込まれたことなどが条例案。可愛いという一時の感情で飼うのではなく、生涯大事にできるかを考えほしい」と話している。

骨子案は県ホームページに掲載。意見は郵送(〒260-8000千葉市中央区市場町1-1)やファクス(043-227-2713)などで受け付けている。

れたことなどが条例案。可愛いという一時の感情で飼うのではなく、生涯大事にできるかを考えほしい」と話している。

骨子案は県ホームページに掲載。意見は郵送(〒260-8000千葉市中央区市場町1-1)やファクス(043-227-2713)などで受け付けている。